

静岡県告示第591号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき告示する。

平成29年7月28日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社アース	藤枝市志太 585番地の1	児童デイ SES 天王町	藤枝市天王町三丁目9-12	平成29年7月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
株式会社いりや	富士市富士岡 462-43	放課後等デイサービスはぴねすアイ	富士宮市野中 745-15	平成29年7月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
株式会社 静翔運輸	裾野市御宿 1291番地の1	はぐくむ長泉南一色教室	駿東郡長泉町南一色字法喜庵 327-1	平成29年7月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外
特定非営利活動法人 伊豆高原BASE	伊東市八幡野 1103番地の83	伊豆高原BASE	伊東市富戸 925-38	平成29年7月1日	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外